

氏名・(本籍地)	椎名 一 雄(東京都)
学位の種類	博士(文学)
学位記の番号	甲第66号
学位授与の日付	平成21年3月16日
学位論文題目	<b>漢代身分秩序の構造と展開</b>
論文審査委員	主査 川 勝 賢 亮 副査 小 林 伸 二 副査 宮 寄 洋 一 副査 福 井 重 雅

## 椎 名 一 雄 氏 学位請求論文審査報告書

### 「漢代身分秩序の構造と展開」

#### 論文の内容の要旨

「漢代身分秩序の構造と展開」と題する本論文は中国古代、漢代二十等爵制に関わる身分序列、ないし身分制社会の構造を問題にし、その展開がどのような歴史的概念に基づいて推移したものかを取り上げた。公侯伯子男の五等爵が貴族制の爵制であるのに対して、公士・上造・簪褭・不更・大夫・官大夫・公大夫・公乘・五大夫・左庶長・右庶長・左更・中更・右更・少上造・大上造・駟車庶長・大庶長・関内侯・徹侯の二十等爵は一般庶民から貴族に至る国家の身分序列であり、国家支配の構造と言える。秦漢帝国における爵制には軍功爵・軍爵と民爵というその賜与過程に相違のある二種が存在する。また、そもそも当該、漢代社会において二十等の爵位は制度的にいかなる意味、意義のあるものか、これらについては既に西嶋定生氏の業績が多く、多くの成果を挙げている。しかし、史料の限界から詳細は不明な点も多く、また考え方も諸学説は一致していない。

本論文は序文で研究史の簡にして要を得た整理を行い、以下、第一章で秦漢律令と爵制的秩序の関係がテーマで、ここでは爵制と労働刑の関係を皇帝の命令と律令の関係、爵制決定の原理、労働刑名決定の原理を考え、ついで身分標識転換と告・劾機能の関係、労働刑受刑者の郷里における存在を問題にする。次に第二章は辺境漢簡に見る爵制事例の挙例で、これは相当徹底的で網羅的な挙例となっている。それによる史料の量的分析は相当精度を高めたものである。内容は特に爵制記述のない内容・種類と爵称記述を有する内容・種類とに分かれる。第三章は文献史料における爵称・労働刑名事例で、これも『史記』『漢書』を中心とした漢代文献の悉皆調査を行った。第四章は張家山漢簡『二年律令』にみえる爵制——庶人の理解を中心として——であるが、新発見の出土史料である漢初の呂后期の法律文書の分析から、特に庶人の語義、その歴史的位置づけを究明し、さらに庶人の爵を奪われた状態、無爵者の存在があることに注目して二十等爵制との関係を模索した。爵を奪われた庶人がいかなる漢代法制の待遇を受けるかの試論を提出した。第五章は第四章の庶人の法的取り扱い論を踏まえて、『史記』『漢書』を中心とした漢代文献の悉皆

調査的考察を行い、庶人とされる奴婢・刑徒、王・侯・官吏など種々の身分階層の変動の実際を考察した。そして秦漢期における庶人の役割の内容を確認し、爵称と刑罰名の序列、爵・刑罰序列と庶人を考えた。終章である第六章は漢代爵制秩序の構造と題し、本論文で取り上げた漢代二十等爵制の庶人と民、為庶人の対象者、庶人の存在形態をまとめ、次に拜爵資格と庶人の関係、庶人と犯罪履歴から、民爵賜与の機能と意義を考えた。秦・漢初における軍功爵から民爵への展開を説明した。以上が本論文の篇別構成に即した内容の紹介であるが、本論文に示された歴史学研究は、中国古代における秦漢帝国の出現を、単なる専制主義とのみ理解するのではなく、秦漢帝国の政治主体であり、第一人者の支配である皇帝支配がいかんして具体化するか、換言すれば秦漢古代帝国の国家構造はいかなる身分制秩序を持つものであったかを説明したのである。以上について、本論文は多くの新知見を加えていることをもって論文紹介の結びとする。

### 審査結果の要旨

中国古代統一帝国である秦漢帝国の社会が爵制的秩序をもち、特に漢帝国においては二十等爵制が一般農民、民戸にも適応され、相当組織的かつ持続的に制度運営が施行されて、この時代の社会構造を作っていたことは、一九六〇年の西嶋定生氏の学位論文が衝撃的成果を学界に提供し、高等学校世界史教科書に記述が見えるほど知られるところである。

椎名論文は漢代二十等爵制を当該時代の主要な身分秩序と理解し、種々の事実の認定において西嶋氏の研究に数点の新理解を加えた新研究である。本論文で特筆すべき新境地は次の三点である。その一はここ十年の出土資料である漢呂后期の簡牘文書を利用して新事実数点を加えたこと、これは秦始皇帝時代の軍功爵を中心とした爵制から民爵を中心とした漢代二十等爵制への展開を史的に考察する上で極めて重要な資料的成果である。次に『史記』『漢書』というこの時期の文献史料から関連事例を徹底的に収集し、詳細な数表資料データベース化を試み、事例研究として史料密度の精度を格段に高めたこと。その三に「庶人」「罪と罰」「身分変動」「規準社会」などの歴史社会学的概念の綿密な史的考証を加えることで史学論文としての論理的説得力を持たせたことなどである。

以上は本論文を読んだ者は誰しも認める点であろうが、本論文について主査、副査から種々の疑義や確認を要する質疑が公開口頭試問の形で平成二十一年正月二十八日午後四時十分から行われた。まず当研究は日本、中国、欧米における先行研究といかなる対応があるか。特に本論文の新基軸とも言うべき「庶人」の語義を中心とした考え方について、先行研究と著者の見解との差違が問われた。著者によれば従来の先行研究では庶人＝一般の民という解釈でしかなく、それが有爵と無爵の間を犯罪刑罰等で身分変動するという階層変化の処置に関わるものという新解釈が説明され、その説明は十分な説得力を持つものと評価された。また、史料収集の範囲や読解の精密度に対して疑義が出されたが、著者の補足説明は十分と思われた。特に従来の研究では具体的史料の不足から内容理解が出来なかったものを示せという質問には、前漢初の張家山漢簡『二年律令』にみえる爵制が著者による新知見の発見である点が確認された。ただ、その解釈が十全かといえば、なお検討の余地が残る部分はある。さらに本論文で示された漢代爵制秩序が一体いかなる形態での共同体、里社会なのであるかについてなど、今後の課題に残されたことも確認された。

以上であるが、本論文は先行研究の的確な問題整理に立ち、漢代身分秩序である二十等爵制に関して、伝来の文献史料と考古学的出土史料の両者を実に巧みに関連させ、多くの新知見と独創に満ちた意欲的研究で、論文の価値水準は課程博士論文の水準をはるかに超えるものがある。また、中国語・英語などの語学力も十分な水準にあることは本論文の内容、及び口頭試問から確認された。以上によって本論文提出者

が博士（文学）に値いする成果を示し、学力をもつことが確認され、本論文審査は合格と判断するものである。